

議員提出議案第7号

殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和8年(2026年)6月25日

提出者 八王子市議会議員 石井宏和

賛成者 八王子市議会議員 綿林夕夏

同 森喜彦

同 望月翔平

同 金子亜希子

同 市川克宏

同 鈴木勇次

八王子市議会議長

美濃部 弥 生 殿

殺傷能力のある武器輸出の禁止を求める意見書

戦争を放棄し戦力を持たないと決めた平和憲法の下、平和国家として復興した日本は、1967年に紛争当事国などへの武器の輸出を禁止する「武器輸出三原則」を確立し、1976年にはあらゆる国への武器の輸出を禁じ慎むことが表明された。1981年の衆議院と参議院の本会議でも、武器輸出規制を徹底させる旨の決議が全会一致で採択され、武器輸出禁止は日本の国是とされてきた。

しかし、2014年に安倍政権は閣議決定でこの原則を改め、救難、輸送、警戒、監視、掃海の5類型に限って武器輸出を包括的に解禁する「防衛装備移転三原則」を定めた。

さらに本年4月、高市政権は5類型の限定を撤廃し、殺傷・破壊能力のある武器を含む完成品の輸出を原則として可能にする閣議決定を行った。輸出先に一定の制限はあるものの、特段の事情がある場合には紛争当事国への輸出も可能とするものであり、国会への事前通知は行わないというものである。

この決定は、平和国家の根幹を揺るがし、武器の製造と輸出の拡大を政府が後押しすることで、学問と産業の軍事化を伴う軍事大国化を進め、国際社会の緊張や紛争を助長しかねない。日本製の武器によって人命が奪われる事態を招き、戦争の当事国になる危険性も増加しかねない。

国会決議も受けた国是を、閣議決定だけで変更したことも手続的に問題であり、国民的な議論も十分に経ないまま、憲法の平和主義に反する方針転換を行ってはならない。

1976年、当時の宮澤喜一外務大臣は、「我が国は兵器の輸出をして金を稼ぐほど落ちぶれてはいない。もう少し高い理想を持った国として今後も続けていくべき」と国会で答弁した。国際紛争を助長しかねない武器輸出は、改めて厳しく戒めるべきであり、平和国家としての矜持を取り戻し、平和的な産業こそ振興すべきである。

よって、八王子市議会は、政府に対し、今回の閣議決定を撤回し、殺傷能力を持つ武器輸出を禁止することを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年（2026年）6月25日

議 長 名

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
経済産業大臣
防衛大臣
内閣官房長官

あて